

佐賀銀行デジタルサイネージ広告サービス（店舗内）

利用規定

株式会社佐賀銀行
佐賀市唐人 2 丁目 7 番 20 号
TEL 0952-25-4584

（令和 7 年 11 月 1 日）

佐賀銀行デジタルサイネージ広告サービス（店舗内）の利用規定

この規定は、株式会社佐賀銀行の（以下、当行という）デジタルサイネージを活用して、事業者の皆様へ情報発信・地域の活性化・相互の事業繁栄を実現することなどを目的とし、利用される皆様（以下、広告主という）に守って頂きたい事項を定めております。

1、広告放映契約の成立

当行が、広告主から当行所定のデジタルサイネージ広告新規申込書（以下、「申込書」という）の提出を受け、当行所定の審査を行い、これを承諾した際に、この広告放映に係る契約が成立するものとします。

2、適用範囲

本契約は、佐賀県・福岡県・長崎県にある佐賀銀行本支店の店内に設置しているデジタルサイネージに、広告主の広告を放映するにあたり適用される事項を定めます。

3、放映時間

9:00～15:00（土・日・祝日および 12/31～1/3 を除く）

※ただし、昼休憩導入店舗については昼休憩の時間を除く。

4、放映基準

（ア） 広告は、1 コマ 15 秒の素材（動画または静止画）とします。

（イ） 次の①から⑬の一つにでも該当する場合には、放映することはできません。

- ① さぎんグループ会社の事業に競合するもの。
- ② 医療・医薬品・医薬部外品・化粧品等の広告で医師法・医療法・薬事法等に抵触するもの、もしくはその恐れのあるもの。
- ③ 法令等により放映配信を禁止されているもの。
- ④ 権利関係・取引の実態関係が不明確な業種（マルチ商法・靈感商法等）の広告。
- ⑤ 来店客・公衆に不快の念を与える表現、広告主が明らかでなく責任の所在が不明等、広告表現上不適当と認められるもの。
- ⑥ 公序良俗に反するものや、児童・青少年の人格育成や習慣に悪影響を及ぼす恐れのあるもの等、社会通念上放映できないと認められるもの。
- ⑦ 政治的、思想的意図のあるものや寄付募集、宗教活動、暴力団等の特殊な結社団体に関わるもの（公職選挙法等で認められているものを除く）。
- ⑧ 他の団体（テレビ放映・PRビデオ・CM等）の為に制作された映像で、著作権の権利関係が不明確なもの。
- ⑨ 明らかに虚偽と思われる表現や誇大な表現を使用したもの及び誤認を与えるもの、またはその恐れのあるもの。
- ⑩ 特定の個人または団体等の誹謗中傷し、名誉または信用を傷つけるもの。
- ⑪ 国際的な信義を傷つけるもの。
- ⑫ 当行の信用・イメージを損なうなど、当行に不利益を及ぼすまたはその恐れのあるもの。

⑬ その他、当行が不適切と認めるもの。

(ウ) 当行は、前項各号に掲げるもの以外についても、相当の理由があるときは放映をお断りすることがあります。

(エ) 当行は、別途定める月間放映規定回数以上の放映を行います。

5、放映料

(ア) 1 コマ (15 秒) 1 ブロックあたり月額 50,000 円 (税別)

(イ) 放映料は、放映開始月から毎月 20 日に、広告主指定の当行口座より口座振替にて支払うものとします。
なお、20 日が金融機関の休業日に該当する場合は、翌営業日に振替を行うものとします。

(ウ) 放映料は諸般の情勢により変更することがあります。

(エ) 当行の都合により、放映回数が月間放映規定回数に満たない場合には、広告主に対して規定回数との差分に相当する回数の追加放映を行うことで補填するものとします。

(オ) 追加放映は翌月以降の放映可能日に割増しで実施され、放映枠の状況に応じて当行が合理的な範囲で調整するものとします。

6、契約期間

(ア) 毎月 20 日 (休業日の場合翌営業日) までの契約の場合、翌月の初回営業日から放映を開始し、開始日から起算して 6 か月後の応当月の最終営業日までを契約期間とします。毎月 21 日以降 (休業日の場合翌営業日) に契約された場合、翌々月の初回営業日から放映を開始し、開始日から起算して 6 か月後の応当月の最終営業日までを契約期間とします。

(イ) 契約終了月の前月の 10 日 (休業日の場合翌営業日) までに広告主から申込書による契約終了の申し出がない限り、本契約は同一条件にて 6 か月間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

(ウ) なお、当行も契約終了月の前月の 10 日 (休業日の場合翌営業日) までに広告主に対して書面、または E メールなどにより契約終了の意思表示を行うことで、本契約の更新を拒否することができるものとします。

7、契約終了

(ア) 広告主は解約希望月の前月の 10 日 (休業日の場合翌営業日) までに解約申込書により契約終了の意思表示を行うことで、本契約を終了することができます。

(イ) 次の各号の一にでも該当し、広告主との取引を継続することが不適切と判断した場合は、当行はこのデジタルサイネージ広告の配信を停止し、又はこの広告主に通知することで契約を解約することができるものといたします。

① 広告主が重大な規定違反をしているものと認められるとき

② 広告主が所在不明となったとき

③ 広告主または実質経営者が反社会的勢力と判断されるとき

④ 広告主が暴力的な要求行為、法的な範囲を超えた不当請求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為

⑤ 風説を流布し当行の信用を毀損し、業務妨害をする行為

⑥ その他前各号に準ずる行為

8、中途解約

(ア) 広告主が契約期間中に中途解約を行う場合、広告主は契約終了までの残存期間に相当する放映料を支払う義務を負うものとします。

(イ) 残存期間の放映料の支払い方法は、以下のいずれかとします。

- ① 一括支払い：中途解約月の翌月から契約期間満了月までの放映料を口座振替にて一括で支払う。
- ② 月次支払い：契約当初の支払スケジュールに従い、残存期間分の放映料を毎月口座振替にて支払う。

(ウ) 残存期間の放映料は、月額放映料に残り月数を乗じた金額とし、日割り計算は行わないものとします。

9、入稿データについて

データ形式	動画 [.mp4] 静止画 [JPEG]
原稿サイズ	W1920×H1080 または 1280×720
ビデオコーデック	H.264
ビットレート	～27.99Mbps
フレームレート	29.97FPS
音声	AAC
オーディオ形式	192 kbps、48kHz
ファイルサイズ	300 メガバイト以下

10、 契約の変更

(ア) 広告主は、契約期間中に広告素材または放映エリアの変更を希望する場合、当行に対して変更申込書にて申請するものとします。

(イ) 広告素材変更は、当行の承認を得た場合に限り、所定のスケジュールに従って対応いたします。

(ウ) 広告主が広告素材変更を希望する場合、1 回の変更に付き 10,000 円（税別）の手数料が発生します。

(エ) 手数料の支払いは広告素材の変更放映開始日に、広告主指定の当行口座より口座振替にて支払うものとします。

11、 届出事項の変更等

広告主の名称、代表者、住所、メールアドレスその他の届出事項の変更があったときは、直ちに当行に届出を行ってください。この届出の前に生じた損害については、当行の責による場合を除き、当行は責任を負いません。

12、 損害の負担等

(ア) 災害、事変などその他不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、デジタルサイネージの機器の故障等が発生した場合は、配信できないことがあります。この為に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(イ) 当行の店舗配置見直し等により、店舗数およびデジタルサイネージ台数が変動することがありますが、これにより広告配信に影響が生じる場合には、広告主と協議のうえ、可能な範囲で代替措置または補填を行うよう努めるものとします。

13、 広告内容の責任

当サービスにおいて掲載される広告の内容の正確性、合法性、適法性、第三者の権利侵害の有無については、

すべて広告主が単独で責任を負うものとします。当行は広告内容に関して一切の責任を負わず、またその内容について保証するものではなく、広告に起因して第三者との間に紛争が生じた場合、広告主は自己の責任と費用においてこれを解決するものとし、当行に一切の損害を与えないものとします。

1 4、 広告主の制限

次の①から⑫の 1 つにでも該当する場合には、広告主となることはできません。

- ① 各種法令に違反し、又は違反する恐れのある事業者。
- ② 社会的問題を起こしている業種又は事業者。
- ③ 興信所、探偵事務所、結婚相談所、交際紹介業
- ④ タバコ/ギャンブル/消費者金融/風俗業/法律に定めのない医療類似行為を行う事業者。
- ⑤ 民事再生法及び会社更生法による再生、更生手続き中の事業者。
- ⑥ 特定商取引に関する法律（昭和 51 年 6 月 4 日法律第 57 号）で、連鎖販売取引と規定される業種。
- ⑦ 債権取り立て、示談引き受けなどをうたったもの。
- ⑧ 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの。
- ⑨ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされない事業者。
- ⑩ 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者。
- ⑪ 不当景品類及び不当表示防止法に違反しているもの。
- ⑫ その他、当行が特に不適切と認めたもの

1 5、 反社会的勢力の排除

広告主及び当行は、相手方に対し次の各号について表明・保証するものとし、相手方が当該事項に違反した場合には、何らの通知催告を要せず即時に両社間の一切の契約を解除することができるものとします。

- (ア) 自らが暴力団、暴力団関係者、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他社会の秩序・市民の安全などを害する行為を行う個人または法人でないこと（以下、反社会的勢力という）、又は過去においてなかったこと
- (イ) 反社会的勢力を利用しないこと
- (ウ) 取締役、執行役及び実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと、ならびにそれらの者が反社会的勢力と交際がないこと
- (エ) 自らの財務及び事業の方針の決定を支配する者が反社会勢力でないこと

1 6、 規定の変更

- (ア) この規定の各条項は、金融情勢や経済的・技術的環境の変化その他相当の事由があると当行が認める場合には、定形約款の変更に関する規定（民法第 548 条の 4）に基づき変更できるものとします。
- (イ) (ア) の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を店頭表示・備置き、インターネットその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (ウ) (ア)、(イ) による変更は、公表の際に定める 1 ヶ月以上の相当期間を経過した日から実施するものとします。

1 7、 準拠法・管轄

この規定の準拠法は、日本法とします。本デジタルサイネージ広告に関し訴訟の必要が生じた場合には、当行

（本店）の所在地を管轄とする裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上